

(仮) 年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認

2024年（令和6年）12月31日から2025年（令和7年）1月4日（但し、1月1日は除く）の間の例外荷役について、下記の通り確認する。

記

1. 2024年度の当該4日間（12/31・1/2・1/3・1/4）の例外荷役については、実施しない。
2. ライフライン関連など緊急貨物に係る作業については、地区（港）労使でその取扱いについて協議し決定した上で実施することが出来る。その場合、出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給し、かつ代休を保障する。
3. 本年度の年末年始例外荷役については、中央労使双方の意見の一致を見なかったため、来年度以降の実施については継続協議とする。
4. 1月4日の平日化については継続協議とし、来春闘と並行して具体的な議論を開始する。

以上

2024年（令和6年）11月8日

一般社団法人 日本港運協会
労使政策委員会
委員長

久保高伸

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長

山内 一

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長

足立 賢次